

令和7年度埼玉県高校教育相談員募集要項

(年度当初 追加募集)

埼玉県教育委員会

埼玉県教育委員会は、県立高校における教育相談体制の充実を図り、不登校、中途退学の未然防止を目的として、生徒や保護者の相談への対応や、学校生活への支援に熱意を持って取り組む者を教育相談員として、以下のとおり募集します。

1 応募資格

(1) 令和7年3月31日時点で、以下の要件を満たす者

臨床心理士等、児童、生徒の相談業務に必要な資格を有する者。又は、同等程度の能力を有する者で、児童、生徒の相談業務の経験が有る者。

※ただし、地方公務員法第16条の欠格事項に該当する者（次のいずれかに該当する者）は対象となりません。

- ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(2) 「令和7年度埼玉県高校教育相談員募集」へご応募いただいた方は、応募資格がありませんので、ご遠慮ください。

2 選考

(1) 募集期間 随時

※配置すべき箇所が埋まった場合には、その時点で募集を停止する

(2) 選考方法 一次審査：書類選考

二次審査：面接選考

(3) 面接日 随時設定（※書類が提出された時点でご連絡いたします）

(4) 面接会場 埼玉県庁内（※書類が提出された時点でご連絡いたします）

所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目-14

(5) 選考結果 選考の結果が出次第、郵送いたします

(6) 採用予定者名簿への登載

選考の結果、採用「可」とした者を「令和7年度埼玉県高校教育相談員採用予定者」として名簿に登載します。

(7) 採用予定者名簿からの削除

次の事項に該当した場合には採用予定者名簿から削除します。

ア 応募資格を欠いていることが明らかとなった場合

イ 心身の故障その他により、教育相談員としての適性を欠くことが明らかとなった場合

3 選考に係る提出書類等

(1) 必要書類について

必要書類	応募資格	臨床心理士 等資格有	相談業務 経験有
① 令和7年度埼玉県高校教育相談員志願調書（追加募集）		○	○
② 審査結果通知用の封筒 ※角形2号（240×332mm）封筒に140円切手を貼り、 御自身の住所・氏名を記入してください。		○	○
③ 「資格登録証明書」等の写し （申請中の方は、合格証書や合格通知の写し）		○	
④ 児童、生徒の相談業務に従事した期間及び内容等の証明書			○

※資格を有し相談業務経験のある方は、③、④の両方をご提出ください。

(2) 留意事項

ア 上記①「令和7年度埼玉県高校教育相談員志願調書（年度当初追加募集）」は、埼玉県生徒指導課のホームページからダウンロードし、**両面印刷**をして提出してください。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/chutai-boushi/ssw-soudan.html>

イ 上記③「資格登録証明書」等、相談業務に関わる資格をお持ちの場合は、**面接日に資格の確認を行いますので、必ず原本を持参**してください。

ウ **応募の際に提出した書類は返却しません。**

4 提出について

(1) 提出先 埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁第二庁舎4階）

(2) 提出方法 郵送のみ

※提出には、角形2号（240×332mm）封筒を使用してください。

※封筒の表に「**教育相談員採用選考書類在中（追加募集）**」と朱書きしてください。

※簡易書留等によらない場合の事故については、一切責任を負いません。

※**出願前に電話にて、応募状況の問い合わせをお願いします。**

5 任用

「令和7年度埼玉県高校教育相談員採用予定者名簿」に登載された者については、原則、令和7年度において、高校教育相談員として任用します。（採用予定者名簿から削除された者は除く。）

その後、医師が証明した胸部エックス線検査の診断結果（令和6年度または令和7年度内に実施したものの写し）等の書類を提出していただきます。

6 身分

会計年度任用職員

7 採用予定者数

1人

8 任用期間

令和7年4月1日以降の採用日から令和8年3月31日

9 職務内容

- (1) 友人関係や家族関係など、生徒の悩みや不安に対し、身近で気軽に相談できる存在として、教諭とは違う立場から生徒の相談に応じ、指導・助言をする。
- (2) 保護者、教職員と生徒の抱える問題や課題を共有し、解決に向けて支援する。
- (3) スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー等との連携・調整を図ることにより、専門的な知見による支援への橋渡しをする。
- (4) 教育相談に係わる研修会に参加し、学校へ内容を周知し、教職員への研修活動等を行う。
- (5) その他、所属長が必要と判断した職務を行う。

10 勤務条件等 ※勤務条件は変更となる場合があります。

(1) 勤務場所・勤務日数・勤務時間

埼玉県立戸田翔陽高等学校：週5日以内・29時間（ただし、休憩時間を除く。）

割振りは、別途所属長が定める。変則勤務の場合もあります。

（昼間定時制課程高校：午前8時30分から午後9時45分の中での勤務時間の割振り）

(2) 休 暇

有給休暇制度有り、その他は県の規定によります。

(3) 報 酬 等

ア 月 額 202,400円

イ 期末・勤勉手当 報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

※原則として、一会計年度における任期が6か月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在職する者に支給

ウ 費用弁償 通勤、出張に関わる交通費相当分を別途支給

11 問い合わせ先

埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課 総務・不登校対策・中退防止担当

電 話 048-830-6906